

大阪広域水道企業団建設工事検査の基準

(趣旨)

第1条 この基準は、検査の円滑かつ適正な執行を図ることを目的とし、大阪広域水道企業団建設工事検査要領（平成23年企契第65-1号）第9条の規定に基づき、検査員が検査を行うに当たって必要な基準を定めるものとする。

(検査の内容)

第2条 検査は、契約書、仕様書、設計書その他関係書類に基づき、工事実施状況、出来形、品質及び出来栄えについて行うものとする。

(工事実施状況の検査)

第3条 工事実施状況の検査は、契約図書の履行状況について、施工計画書及び工事施工状況等の記録（工事打合せ記録又は工事写真等をいう。）と図面、仕様書、設計書等（以下「設計図書」という。）を対比し、別表第1に掲げる事項に留意して行うものとする。

(出来形の検査)

第4条 出来形の検査は、設計図書と実地の位置、出来形寸法等を比較して別表第2に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察及び施工管理の状況を示す資料、工事写真等により、当該出来形の適否を判断することが困難な場合は、工事請負契約書に定めるところにより、必要に応じて破壊して行うものとする。

(品質の検査)

第5条 品質の検査は、設計図書と実地の観察、材料の品質証明書及び試験結果等を比較して別表第3に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察及び品質管理の状況を示す資料、工事写真等により、当該品質の適否を判断することが困難な場合は、工事請負契約書に定めるところにより、必要に応じて破壊して行うものとする。

(出来栄えの検査)

第6条 出来栄えの検査は、仕上げの状態、通り、納まりの程度及び外観について、目視又は観察により行うものとする。

(中間検査)

第7条 中間検査は、別表第4に基づき行うものとする。

2 中間検査で確認した出来形部分等については、施工状況から再度の確認が必要な場合を除き、完成検査時の確認を省略することができる。

(出来高検査)

第8条 出来高検査は、工事の出来高に関する資料（監督職員が作成する出来高調書等という。）と工事の進捗状況を対比し、支払対象部分の工事完了及び支払対象の搬入済みの工事材料又は製造工場等にある工場製品の確保がなされているかの確認を別表第5に基づき行うものとする。

(清算検査)

第9条 清算検査は、出来高検査に準じて行うものとする。

附 則（平成23年企契第65-2号）

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成29年企契第444号）

この基準は、平成29年8月1日から施行する。

附 則（令和3年企技第94号）

この基準は、令和3年6月1日から施行する。

附 則（令和4年企技第18号）

この基準は、令和4年4月1日から施行する。